平成 23 年 11 月 16 日

各　　位

会　　社　　名　スリープログループ株式会社
本 社 所 在 地　東京都新宿区西新宿七丁目 21 番３号
代　　表　　者　代表取締役　関戸　明夫
（コード番号 2375、 東証マザーズ）
問 合 せ 先　執　行　役　員　古野　孝志
（ＴＥＬ０３－６８３２－３２６０）

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成 23 年５月６日付「前代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の元代表取締役髙野研氏（以下「髙野氏」といいます。）に対して、３億 2336 万 2081 円及び遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起しておりましたが、平成 23 年 11 月７日、和解により解決いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

１．本件訴訟の提起から解決に至るまでの経緯

当社は、本件訴訟において、当社の請求に理由があることを主張しておりましたが、本件訴訟の中で、髙野氏より現在の資産及び負債の状況について開示を受け、裁判所からもそれらを踏まえた和解の勧試を受けたことから、訴訟を今後も継続した場合の時間及び費用等を総合的に考慮し、概要以下の内容により髙野氏と和解することといたしました。

２．和解の相手

被告　：髙野研（当社元代表取締役）

３．和解内容の要旨

（１）髙野氏は、当社に対して、解決金として３億2336万2081円及びこれに対する平成23年５月26日から支払済みまで年５分の割合による金員の支払義務があることを認める。
（２）髙野氏は、当社に対し、平成23年11月から平成26年10月まで毎月末日限り各10万円の金額を支払う。
（３）髙野氏は、上記（２）の支払を完済した後、３億2336万2081円から既払額を控除した残額を、当社及び髙野氏の間で別途協議のうえ合意する方法により当社に対して支払う。

４．今後の見通し

今回の和解により当社の平成23年10月期業績に与える影響についてはありませんが、今後の髙野氏からの支払い状況に応じて開示すべき事項がありましたら速やかにお知らせいたします。

以上